

衆議院法務委員会ニュース

平成 27.7.1 第 189 回国会第 27 号

7月1日(水)、第27回の委員会が開かれました。

1 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出第42号)(証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度等の創設について)

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

(参考人) 弁護士

東京大学大学院法学政治学研究科教授

郷原総合コンプライアンス法律事務所代表弁護士・関西大学客員教授

甲南大学法学部准教授

弁護士

高井 康 行君

川 出 敏 裕君

郷 原 信 郎君

笹 倉 香 奈君

今 村 核君

(質疑者及び主な質疑内容)

井 野 俊 郎君(自民)

- ・取調べにおいて検察官が被疑者から供述を得ることが難しくなっていると指摘について、検察官の力量の低下によるものなのか、被疑者の側がこうかつになっていることによるものなのか、また、具体的にどのような場面で供述を得ることが難しく、司法取引を活用することが想定されるのか、高井参考人及び郷原参考人に伺いたい。
- ・司法取引で被疑者・被告人に恩典が与えられる理由には被疑者・被告人の反省ということも含まれるのか、また、合意に基づく供述の内容を裏付ける証拠が得られなかった場合に当該供述はどのように取り扱われることとなるのか、川出参考人に伺いたい。
- ・弁護士の真実義務について、被疑者の供述が真実であるかどうか疑わしい場合であっても弁護士は被疑者の意向を踏まえて司法取引に応じるべきか、高井参考人、郷原参考人及び今村参考人の見解を伺いたい。

國 重 徹君(公明)

- ・郷原参考人から、現行法の下でも検察の実務上、司法取引は行われている旨の意見陳述があったが、一定の特典を与えて他人の刑事事件に関する供述を引き出すということが、実際に実務上あったのか、検察官経験のある高井参考人に伺いたい。
- ・米国でのイノセンス・プロジェクトにおいて、情報提供者の誤った供述によるえん罪の発生が報告されていることから、合意制度についても巻き込みによるえん罪の危険性を指摘する意見があるが、これに対する川出参考人の見解を伺いたい。
- ・郷原参考人の意見陳述では、合意制度の導入に総論賛成、各論反対であり、合意制度の適正な運用を担保する

措置として供述過程を記録すべきとのことだったが、この記録すべき範囲はどこからどこまでと考えているのか、郷原参考人に伺いたい。

山 尾 志桜里君(民主)

- ・検察官は取調べにおいて利益誘導や約束をしないということが鉄則であったが、今回、司法取引の導入によって、その原則の一部を外し、供述に見返りを与えることについてどのように考えているのか、また、川出参考人が虚偽供述については検察官の積極的な訴追が期待されると著作物で述べているが、どのように扱われると考えているのか、検察官経験のある高井参考人及び郷原参考人の見解を伺いたい。
- ・笹倉参考人は、協議や取調べの過程を明確化・透明化することが必要であるとしていたが、透明化を図るためにどのような事項を記録すべきなのか、笹倉参考人の見解を伺いたい。
- ・今回導入される司法取引は他人型であり、全く関係のない他人をもその対象としているが、全くの他人を対象に含めることは必要不可欠だと考えているのか、笹倉参考人、郷原参考人、川出参考人及び高井参考人の見解を伺いたい。

井 出 庸 生君(維新)

- ・供述が決め手となる事件こそ司法取引を使いたい事件であるとする一方で、裏付けがないと証拠として使えないのであれば、司法取引の実効性について、どのように考えるのか、郷原参考人の見解を伺いたい。
- ・地下鉄サリン事件の林都夫受刑者が死刑ではなく無期懲役となったのは、被害者遺族が極刑を望んでいなかった

ためと認識しているが、司法取引もその理由としてあったということなのか、川出参考人の見解を伺いたい。

- ・本法案全体をパッケージとして改正した場合、アメリカやドイツ等の諸外国と比較して、我が国の刑事司法の環境整備に資することになるのか、政府案全体に対する笹倉参考人及び今村参考人の評価を伺いたい。

清水忠史君（共産）

- ・司法取引について、取調べへの過度の依存からの脱却に資するものと考えているのか、笹倉参考人の見解を伺いたい。
- ・自白をすれば起訴猶予にする旨の検察官との約束による自白の証拠能力を否定した昭和41年の最高裁判所の判例が変更されていない中で、司法取引について、判例と異なる立法をすることも可能と川出参考人は述べていたが、笹倉参考人の見解を伺いたい。
- ・司法取引について、日本弁護士連合会等は研修等を行うとしているが、研修で協議・合意に関与する弁護士の誠実義務と真実義務との間の矛盾は解消できるのか、今村参考人の見解を伺いたい。